工事契約から工事検査及び請負代金額支払いまでの流れ

工事受注者

〇対象となる工事等
契約金額が250万円以下の小規模工事を除く工事

工事等の受注契約

工事着手

⇔

工事完工

工事担当課

◇受注者は次の岡山市契約規則等に従い、工事施工担当課の工事監督員等と協議して工事施工を行います。
1)岡山市契約規則、岡山市工事請負契約・同約款
2)岡山市土木工事等の共通仕様書・特記仕様書・監督規程等の関係規定
3)建設業法・労働基準法・道路法等の関連法令の遵守

工事完成検査

監理検査課

◇検査について
検査は通常、工事又は製造の完成を確認するための完成検査を指しますが、この完成検査の他に既済部分検査や中間検査等があります。
また検査方法は、契約書・仕様書・設計図書・工事写真、その他関係書類に基づき行います。

【工事成績】
検査時に行う工事成績評定は、受注者が行った工事について評価するもので、優良な工事は優遇措置があります。また粗悪工事等は指名停止等の対象となります。

請負代金の請求